

議案第 86 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

[制定理由]

地方公務員法が一部改正され、国家公務員の定年の段階的な引上げ等に応じた地方公務員に係る定年制度の整備が行われることに伴い、本市職員の定年の引上げ等に関し整備が必要となる小田原市職員の定年等に関する条例ほか 12 件の条例を一括して改正する等のため制定する。

[内 容]

1 小田原市職員の定年等に関する条例の一部改正（整備条例第 1 条関係）

(1) 定年制度

ア 定年の引上げ（第 3 条関係）

職員の定年は、65 歳（現行は、医師以外の職員は 60 歳、医師は 65 歳）とすることとする。

イ 定年の引上げに関する経過措置（附則第 3 項及び第 4 項関係）

アによる定年の引上げは、令和 5 年 4 月 1 日から令和 13 年 4 月 1 日までの間、次のとおり段階的に行うこととする。

期 間	定 年
令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで	61 歳
令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで	62 歳
令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで	63 歳
令和 11 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで	64 歳
令和 13 年 4 月 1 日以降	65 歳

(2) 管理監督職勤務上限年齢制

ア 対象となる職（第 5 条関係）

管理監督職勤務上限年齢の対象となる職は、管理職手当を支給される職（医師を除く。）とすることとする。

イ 管理監督職勤務上限年齢（第 6 条関係）

管理監督職勤務上限年齢は、60 歳とすることとする。

ウ 管理監督職勤務上限年齢に達した職員の降任等の基準（第 7 条関係）

管理監督職勤務上限年齢に達した職員の他の職への降任等を行うに当たっては、次の基準を遵守しなければならないこととする。

- (7) 職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、標準職務遂行能力及び適性を有すると認められる職に降任等を行うこと。
- (イ) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、できる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (ウ) やむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ段階又は下位の段階に属する職に、降任等を行うこと。

エ 管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例

- (7) 管理監督職からの降任等の異動期間の延長（第8条関係）

他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次の事由がある場合には、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの期間をいう。以下同じ。）の末日から1年以内で当該異動期間を延長し（延長は、最長3年間）、引き続き当該管理監督職として勤務させることができることとする。

- a 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- b 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- c 当該職務を担当する者の交替が業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、公務の運営に著しい支障が生ずること。

- (イ) 特定管理監督職群における降任等の異動期間の延長（第8条関係）

他の職への降任等をすべき特定管理監督職群に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職に係る標準職務遂行能力及び適性を有する職員が必要数に満たない等の事情があるため、欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずる場合

には、当該職員の異動期間の末日から1年以内で当該異動期間を延長し（再延長可）、引き続き特定管理監督職群に属する管理監督職として勤務させること等ができることとする。

(ウ) 異動期間の延長等に係る職員の同意（第9条関係）

異動期間を延長する場合等においては、あらかじめ職員の同意を得なければならないこととする。

(エ) 異動期間の延長事由が消滅した場合の措置（第10条関係）

異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に延長の事由が消滅したときは、当該職員の他の職への降任等を行うこととする。

(3) 定年前再任用短時間勤務制（第11条関係）

任命権者は、60歳に達した日以後に退職をした者（任期付職員、非常勤職員等を除く。）を従前の勤務実績等に基づく選考により、定年退職日相当日までの間、短時間勤務の職に採用することができることとする。

2 小田原市職員の給与に関する条例の一部改正（整備条例第9条関係）

(1) 特定日以後の昇給の基準（第5条関係）

60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後の期間に係る昇給は、勤務評定に係る期間の全部を極めて良好な成績で勤務した場合に2号給昇給することを標準として規則で定める基準に従い決定することとする。

(2) 特定日以後の職員の給料月額等

ア 特定日以後の職員の給料月額（附則第4項及び第5項関係）

当分の間、特定日以後の職員（異動期間を延長された職員等を除く。）の給料月額は、当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額とすることとする。

イ 他の職への降任等をされた職員に係る特定日以後の給料月額（附則第6項～第10項関係）

他の職への降任等をされた職員に対しては、アにより当該職員が受ける給料月額のほか、特定日にアにより当該職員が受ける給料月額と他の職への降任等をされた日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額との差額に相当する額を給料として支給する等、必要な規定の

整備を行うこととする。

- (3) 地方公務員法の一部改正に伴う規定の整備（第5条の2、第10条、第13条、第19条、第20条、第20条の2及び第30条関係）

従来の再任用制から定年前再任用短時間勤務制に移行することに伴う規定の整備を行うこととする。

3 小田原市職員の退職手当に関する条例の一部改正（整備条例第10条関係）

- (1) 応募認定退職に係る退職手当の基本額（第3条～第5条、第5条の3、第6条の3及び第7条関係）

(2)による定年前に退職する意思を有する職員の募集に応じ、任命権者の認定を受けて退職した者に係る退職手当の基本額は、定年退職者等に準じて算定する等、必要な規定の整備を行うこととする。

- (2) 応募認定退職の募集等（第8条の2関係）

任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員について、次に掲げる募集を行うことができることとするとともに、当該募集に係る手続、認定その他必要な事項を定めることとする。

ア 職員の年齢別構成の適正化を目的とし、定年から20年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

イ 職制の改廃の円滑な実施を目的とし、当該職制に属する職員を対象として行う募集

- (3) 60歳以上の退職者の退職手当の基本額に係る経過措置（附則第7項～第9項関係）

当分の間、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（一定期間勤続した者に限る。）に係る退職手当の基本額は、定年退職者等に準じて算出することとする。

- (4) 特定日以後の給料月額退職手当に係る特例（附則第10項関係）

2(2)アによる特定日以後の職員の給料月額の改定は、退職手当の基本額の算出における給与の減額改定には、該当しないこととする。

- (5) 定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例（附則第11項～第15項関係）

当分の間、定年前早期退職者に対する退職手当の基本額については、原則と

して60歳と退職年齢との差の年数に応じた給料月額割増率とすることとする。

- (6) 地方公務員法の一部改正に伴う規定の整備（第2条、第14条、第15条及び第17条関係）

従来の再任用制から定年前再任用短時間勤務制に移行することに伴う規定の整備を行うこととする。

4 関係条例の整備

- (1) 地方公務員法の一部改正等に伴う規定の整備（整備条例第2条～第8条、第11条及び第12条関係）

次の条例について、地方公務員法の一部改正等に伴う所要の規定の整備を行うこととする。

ア 小田原市職員の降給の事由及び手続に関する条例（第3条、第4条並びに附則第2項及び第3項関係）

イ 小田原市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（第2条関係）

ウ 小田原市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（第3条関係）

エ 小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（第2条～第4条、第13条及び第20条関係）

オ 小田原市職員の育児休業等に関する条例（第2条、第10条、第15条、第16条、第23条～第26条並びに附則第3項及び第4項関係）

カ 小田原市職員の退職管理に関する条例（第2条関係）

キ 小田原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（第3条関係）

ク 小田原市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（附則第11項及び第12項関係）

ケ 小田原市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（第2条、第25条及び第26条関係）

- (2) 小田原市職員の再任用に関する条例の廃止（整備条例第13条関係）

小田原市職員の再任用に関する条例を廃止することとする。

5 暫定再任用制（整備条例附則第3条～第7条及び第15条関係）

- (1) 暫定再任用職員

任命権者は、施行日前に定年退職した者、1(1)イにより段階的に引き上げ

られる定年により退職した者等（以下「対象退職者」という。）のうち、65歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定年齢到達年度の末日」という。）にある者であって、その者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る定年に達しているものを従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができることとする。

(2) 暫定再任用短時間勤務職員

任命権者は、対象退職者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、その者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年相当年齢に達しているものを従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができることとする。

[適用]

令和5年4月1日